

(令和8年4月以降)

令和8年度認証保育所保育料負担軽減助成金のご案内

東京都内の認証保育所に在園している児童の保護者を対象として、下記のとおり助成金を交付します。

1 助成金の交付対象者

次の全ての要件を満たしている方が対象となります。

- (1) 児童と保護者が、月の初日に墨田区に住民登録があること。
 - (2) 月の初日に東京都認証保育所に在籍、かつ月48時間以上の月極契約をしていること。
 - (3) 認証保育所に月極保育料を全納し、かつ認証保育所がそれを確認していること。
 - (4) 他の認可保育施設、幼稚園、企業主導型保育施設、定期利用保育施設等に在籍していないこと。
- 毎月の契約時間・保育料の納付状況等は、在籍する認証保育所へ、区が直接確認します。

2 助成金額

認証保育所の月極保育料()と助成基準額とを比較していずれか低い方の額

月の初日時点の月極保育料です。入園料、補食代、雑費は除きます。

【助成基準額一覧】(令和7年9月1日以降)

0～2歳児 クラス	第1子	80,000円	3～5歳児 クラス	第1子(施設等利用給付認定なし)	40,000円
				第1子(施設等利用給付認定あり)	80,000円
	第2子以降	80,000円		第2子以降	80,000円

【施設等利用給付認定について】

下記 又は に該当する場合に取得いただくものです。

3～5歳児クラスで、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する児童

0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する児童

又は に該当し、現在認定を受けていない場合は、「幼児教育・保育の無償化のご案内(申請書類含む)」をご確認の上、申請してください。ご案内は、園から受け取っていただくか、区役所・出張所等で配布しています。また、区公式ウェブサイトでも申請書類をダウンロードできます。

【墨田区役所トップページ 子育て・教育 子育て応援サイト 手当・助成・支援 (QRコード) 幼児教育・保育の無償化について 【ガイドブック】幼児教育・保育の無償化に関するご案内】



3 助成金の交付方法

助成金の支払方法は、原則、「代理受領方式」になります。(一部の施設を除く。)

<代理受領方式とは>

区から、認証保育所保育料負担軽減助成金の相当額を、園児が在籍する認証保育所に直接支払う方法です。保護者は、助成金の相当額の保育料については、認証保育所に納める必要がなくなります。申請書の提出が遅れると、代理受領の開始に影響が出る場合があります。

4 助成金の申請方法

令和8年度認証保育所保育料負担軽減助成金の申請書類は、ご利用の園を通じて配布しています。不明な点がある場合は、下記担当窓口までお問い合わせください。